

「工芸教育法」における授業改善の可能性

Possible Improvements to the Course “Study of Craft Education”

桑 村 佐和子 KUWAMURA Sawako
横 江 昌 人 YOKOE Masato

1. 工芸教育における「鑑賞」

(1) 学習指導要領における工芸の「鑑賞」

学校での工芸教育は、中学校の美術の中に工芸分野が含まれており、それを基盤として、高校での選択科目としての「工芸」がある。本稿では主に、高校「工芸」の教員免許取得のための科目として設定された「工芸教育法」の授業について検討するため、ここでも高校の「工芸」に焦点を当てて見ておく。

平成21年7月に出された高等学校学習指導要領解説によると、「工芸Ⅰ」の目標は、「工芸の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てると共に、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことである。このときの学習指導要領改訂では、次の2つの点で改善が図られた。一点目は「生涯にわたり」を加えたことである。それまでは「工芸Ⅲ」にのみあったものを「工芸Ⅰ」にも明記し、生涯学習支援という側面が全ての学年を貫くものとなった。二点目は、「工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことを新たに加えたことである。「工芸の伝統と文化とは、長い歴史の中で引き継がれてきた材料・技術・方法・様式などによって美を追究・表現しようとする工芸の活動や所産など、人間の精神と手の働きによって創り出された有形・無形の成果の総体である」とされている。

一方で、「工芸Ⅱ」には、それまでは「表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしていたが、表現領域のいずれか一つ以上の

分野と鑑賞領域を学習するように改め」られた。中学校の美術科でも近年鑑賞教育の方法に注目が集まり、力が入られるようになってきている¹。高校の工芸教育でも、従来の表現領域主流の授業形態から鑑賞領域にも力を入れることが求められるようになってきた。

(2) 学校と美術館の連携による鑑賞教育

平成29年3月に公示された中学校学習指導要領（高校の学習指導要領は平成29年度中に公示予定）には、「指導計画と取扱い」の部分に「各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げると共に、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること」とされている。また、学校における鑑賞のための環境づくりについて、学校図書館等の鑑賞用図書、映像資料等を活用することと同時に「校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示する」ことを求めている。

これらは工芸分野に限ったことではなく、美術全般にわたって、生徒を実物と出会わせることの大切さが認識されているのである。工芸に関しては、伝統工芸品の産地で学校給食の食器として実際に体験させるところもある²。しかし、工芸品には、そのような日常に取り入れられるものばかりではない。普段はなかなか目に触れることができない工芸品を実際に目にし、できれば触れることが工芸の授業にとっては大切である。そのために、学校と美術館、博物館、伝統工芸に携わる人々との連携は大きな意

味を持っている。

学校と美術館の連携による鑑賞教育は、現在多くの美術館でも試みられている³。それは美術館機能の一つに教育普及活動があるためでもあり、美術館側からの積極的な働きかけのおかげでもある。本稿は、そのような中で、中学・高校の工芸教育において、また大学における教員養成の一環としての工芸教育法の教授の在り方として、どのようなことが考えられるかを検討することを目的としている。以下、横江によって金沢美術工芸大学の「工芸教育法Ⅱ」の授業でなされた実践を報告し、それをもとに考察することとする。(以上、桑村)

2. 実物に触れる工芸教育の必要性

(1) 工芸を学ぶ大切さ

工芸とは美を生活の調和の内へ求め生活を豊かにするための造形美術である。明治期の海外向けの輸出品として技術と贅を尽くした工芸品は主に熟練の職人による超絶技巧で、特別な物として伝えられた。一方、1926年(大正15年)からの民芸運動により、贅を尽くした伝統的工芸だけではなく、生活に寄り添った各種手仕事による造形活動での民芸品が用の美(柳宋悦 工藝の道)という言葉に表され、その本質をより身近なものにした。現在では、海外でも日本食と共に広がりを見せているようである。

ところが、その技術の伝承は厳しい状況にある。生活様式の変容、生産拠点の海外流出などによって、伝統工芸に関わる人口が減ってきており、生活の中でも身近ではなくなっている。伝統工芸を学ぶことが工芸のすべてではないが、文化の継承という点では授業における工芸の位置付けは、かえって以前よりも重要になっていると言えるであろう。人の営みにおいて美術工芸の要素が入らない物は皆無であり、美術工芸は人が人として生きていく上で必ず学ぶべき教科であり、生活を営むにあたりその感性を育てる重要な役目を負うものである。

(2) 教育現場の状況

美術・工芸科の教育環境にも厳しいものがある。工芸科を擁する高校では各分野専門の指導者を配置し専門性の高い本格的な授業を行える。他方、普通高校では美術1人教員の場合がほとんどで工芸の授業がある学校も少ない。中学・高校での時間数の削減によるもので、後述するように工芸の盛んな石川県内においても、現職定年後は講師を配置し専任を置かない高校が増えてきた。平成29年度石川県美術工芸部会の名簿では県内58校で、教諭は48%、臨時任用講師、非常勤講師、兼務講師が52%である。問題なのは教諭が半数を割り込んでいる事実である。石川県においては工芸科のある県立工業を除いて工芸を開設している高校は翠星高校、寺井高校の2校である。他に総合学科の中で陶芸を開講しているところは数校ある。中学においても生徒数の減少により美術科の専任は1人、場合によっては専門外教諭の安易な教材利用での授業が増える傾向もある。能登地区では高校と同じように教諭、講師が兼務で複数校をめぐる状態である。中学校では1時限の所も増え、準備と後片付けで時間が割かれ物を造る授業の難しさが問題となる。これは、石川県に限定した状態ではなく全国的な状況である。芸術の教科全般における状況であり美術、工芸に限った話ではないのである。そのような状況の中で、少しでも生徒に工芸に親しんでもらうにはどうしたら良いのかは喫緊の課題である。

(3) 地域の特性を生かした授業の構築

金沢美術工芸大学がある石川県は伝統工芸が息づく土地である。1974年に通商産業省関連として伝統的工芸品の振興に関する法律が制定され、江戸時代に技術が完成されたものを伝統工業として認定し、実務12年以上で知識と技術試験に合格した人は、国認定の伝統工芸士資格が与えられる。全国に4,441名(平成23年資料)のうち石川県に387名もの伝統工芸士がいる。石川県においては国指定の伝統産業が、輪島塗、山中塗器、金沢漆器、九谷焼、加賀友禅、金沢箔、金沢仏壇、七尾仏壇、牛首紬、加賀繻と

あり、そのほか石川県指定では、珠洲焼、桧細工、桐工芸、和紙、美川仏壇、加賀毛鉤がある。今後は国立近代美術館工芸館の金沢移転も予定されている。

金沢市は、明治維新以後、国力を支えるような大きな工業は生まれなかったが、江戸期より続く独自の文化を脈々と受け継いできた都市である⁴。加賀藩の三代藩主前田利常(1605～1639)の頃に藩の政策を軍備から文化事業や産業開発へと転換し工芸に力を入れるようになっていく。その結果、加賀藩の五代藩主前田綱紀(1645～1723)の頃には蒔絵、象眼、茜染、紙、竹等その品種は23種に上った。また、綱紀は寛文年間(1661～1673)以降、元禄時代を中心とする工芸技術の標本を「百工比照」(重要文化財)としてまとめ上げたが工芸文化の発展、継承、温存に大きく寄与した⁵。平成21年度より、金沢市と金沢美術工芸大学はその「百工比照」にちなみ現代の百工比照の作成に取り組んできている。(「平成の百工比



図1 「平成の百工比照」に収められた資料例



図2 4K映像による制作場面のアーカイブ

照」と名付けられている。)これは現代の工芸が置かれている状況から技術が途絶えることへの危機感を背景として、現代の全国の産地が後世に残したいと考える技術の所産を収集し残していくこととしたものである⁵。現在、5600点にも及ぶ膨大な資料となっており、各地の質の高い、貴重な資料が蒐集されている。平成28年度からは、4K映像による制作場面のアーカイブを始めている⁶。

工芸の授業で、この「平成の百工比照」を活用することはできないかと考えた。同じような資料が全国のどこにでもあるわけではないが、地域にある博物館等の所蔵している資料を用いることは可能であろう。もし、そのようなことができれば高校と大学美術館等との連携になり、高校で扱う工芸の範囲を拡げることができ、生徒の工芸に対する関心を広げることに資するであろう。それは大学にとっても、大学が求められている社会貢献の一環ともなる。

(4) 美術館との連携授業の経験

そのような高校と美術館の連携による授業については、工芸分野ではないものの、筆者自身、小松市立高校で、芸術コースの1、2年生対象の美術館鑑賞に携わったことがある。「宮本三郎記念デッサン大賞展、宮本三郎美術館」に自分自身が出品している経緯もあり、まずは筆者自身のギャラリートークから始め、個人鑑賞、グループでの相互鑑賞を行った。従来型の鑑賞では、事前に教員による注意伝達後個人鑑賞、レポート提出で終わる。しかし、このときは、会場内での個人鑑賞で各々が感じた作品の一番気になる作品のポイントをそれぞれの作品の前で紹介し合い、その後グループで出た意見を集約し、全体の前で再度発表した。個々で感じた事を全体で共有し、様々な感じ方を知ることで学びが深まる。個々が発表する意識を持つことで、作品の見る意識も変わり、より深い観察での鑑賞となった。

このような本物の作品を見せるタイプの鑑賞は教員が作品の制作をしている場合や学校に様々な作品があると準備し易いが、一般的には生徒を美術館に連れて行くか、学芸員や地域アーティストの出前授

業になる。授業の直前に前学習を行い、提供された複数の資料を見聞する教育活動で、その中では材料作品の特徴を共通点や類似点より時代、作家別に体系分類する学術的な調べ学習も組み込まれている。これは主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」の視点からの教育実践によるもので、作品を見ながら対話して語り合う、主体的な対話型の教育活動と位置付けられる。

ところが、美術館へ生徒を連れて行くとなると、地域にある美術館といえども、各学校からの距離もあり、生徒の移動の交通手段、時間確保、安全確保など、学校の現場では様々な制約がある。また、美術館に行く場合も学芸員等の出前授業の場合でも、現場教員のやる気や裁量、学芸員との個人的交流から始まる教育実践が多い。そのため、芸術コースや、デザイン、工芸科のある高校で年5回程度はあるが、それも全校で行うわけでは無い。さらに選択教科しかない高校では美術部の活動において高等学校文化連盟の展覧会に合わせて年に1、2回鑑賞活動が行われる現状である。金沢市には兼六園横に伝統産業工芸館があり石川県において行われている伝統工芸の紹介と作品資料の掲示、並びに毎週末にはイベントとして、伝統工芸士による実演がある。生徒をこのような資料館などに連れ出し鑑賞させる教育が望ましいが中々実現しない。鑑賞教育の充実に、もう少し制度的な連携が慣習化して欲しいものである。

一方で、もっと日常の授業の中で、生徒に工芸品に触れさせることはできないだろうか。ICT機器の教育活用で映像メディアの利用が叫ばれる昨今、ビデオ、DVDなどでの鑑賞の授業はかなり以前から行われている。しかし、工芸では実際に手に取り、表面を触り、重さと温度を感じる事が重要である。そこに作品を鑑賞する難しさがある。現在、学校教育の現場には地域から寄贈された美術品も校長室などに飾られているが、身近な教材活用として利用すべきものである。少なくとも本物を見ないと大切なことが、感じ取れないのである。

3. 「工芸教育法」での鑑賞の授業構想の試み

そこで、将来教員になったときに、どのようにして実物の工芸品や美術館の教育資料を用いた鑑賞の授業を構想するのかを学生に考えさせるための授業を試み、その可能性と課題の一端を明らかにすることとした。

授業は以下のように実施した。

(1) 実施の経緯

工芸の題材をスタートさせる場合、その導入において、制作例として各種資料の提示を行うが、よりレベルの高い資料を提示しようとした場合、教員が自前で揃えることには困難がある。そのため、博物館や地元の団体や作家などに協力をいただかなければならないが、大学にもそのような資料が収蔵されていることが多い。そのような折、同大学の美術工芸研究所ギャラリーで、収蔵品である「平成の百工比照」の展示・閲覧が本年度より始まり、また、同大学としてもその教育活用を検討していることもあったため、協力が得られることとなった。

(2) 実施日、参加人数

第1週：2017年10月31日 14：25～15：50 6名

第2週：2017年11月7日 14：25～15：50 6名

それぞれ「工芸教育法Ⅱ」の授業内で実施した。

(3) 実施内容

高校工芸の年間指導計画書作成の課題の一環で、各自題材を考えさせるが、その中に「平成の百工比照」を用いた鑑賞の授業を考えさせる。具体的には、「平成の百工比照」の中から学生自身が考えた題材に当てはまる資料を探し出し見聞させる。同時に、同大学作成の4K映像の鑑賞とデジタルコンテンツの活用も考えさせる。

(4) 実施結果

第1週では、各自が利用する資料を決定することを目標としていたが、始まってみると、想定してい

た時間を大幅に超えて学生達は楽しんだようである。「工芸教育法」を履修している学生達は普段から専門で工芸を学んでいるが、各自の専門外の資料については意外に知らないことが多く、資料を探しながらそれぞれの専門分野の資料についても教え合い見聞を深めることとなった。想定外ではあったが、これは対話型の主体的な鑑賞実践となり、実際の教育現場でも友好的な学びとなる。資料の扱いとしては各種素材の美しさに目を奪われ、一つ一つの宝箱を扱うように「平成の百工比照」と対峙していた。それでも最後には、各自が利用する資料を決定できた。

第2週では、肉合研出蒔絵(ししあいとぎだしまきえ)の工程を4Kの高精細画質で大型モニターによる鑑賞を行った。制作者の手元のクローズアップで繊細な仕事の地道な積み重ね、その工程の多さと巧みな表現に目を奪われ、食い入る様に鑑賞していた。

(5) 今後の授業展開について

授業の中で、学生が今回各自で選んだ題材を使って、高校生を対象とした鑑賞の授業を計画し、その指導案作成と模擬授業を行う。模擬授業の段階で、「平成の百工比照」等を大学から借り、具体的に活用する。今回は、それらの各種資料を学内利用に限り、手続き後、資料室からの持ち出しの許可をもらったが、今後は教育実習などの機会に学外で活用できるように大学とさらに協議する⁷。現状でも、デジタル資料に関しては、教育利用として少し画質を落としたものの貸し出しはできる。

(6) 考察

本稿ではまず、試みの前半を報告するに留めているが、この時点で考察したことをまとめておきたい。

第1に、学生自身が鑑賞教育を受ける側としての体験を積ませることが必要ではないだろうか。本学では工芸に限らず、他の美術分野の内容も短期間ではあるものの体験することができるカリキュラムになっている。「工芸教育法Ⅱ」は3年次対象科目として開講されているため、そのような他分野の体験

をすでに積んできているが、工芸分野は幅広く、知らないことは多い。教員がまず題材について知ることが必要である。このような鑑賞の時間をまず学生自身に体験させることも大切ではないかと考える。

第2に、学生達の様子を見ると、映像での資料提示もかなり興味を持つことができているようである。現在は4Kの映像を再現できるモニターは普及していないため画質を少し落とさなければならないが、それでも画質の良い映像を学外に持ち出すことは大学の了承が得られれば可能ではないかと思われる。本物に触れることと併せて検討していくことができるのではないだろうか。

第3に、現在、「表現」の授業の導入で参考作品を見せる場合、それは短時間であることもあり、「鑑賞」にはあたらず、評価の対象にもならないとされている。しかし、大学や博物館等が所有している、質の高い資料を提示することができるのであれば、「表現」の授業に入る前にも「鑑賞」を行う事も可能である。平成29年の中学校学習指導要領の改訂で、「鑑賞」の事項に「美術作品などに関する鑑賞」として「(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞 (イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞」と、これまでなかった事項が新たに示された。工芸における鑑賞でも今後同じようになると考えられる。その「鑑賞」とその後の「表現」との間に関連づけることによって、実際に制作をしながらも、その技術の持つ面白さや奥深さ、現場の制作者のすごさを感じることができよう。また、生徒自身の制作が質の高い工芸と無縁のものではないことを実感させられるかもしれない。それには、大学等での資料をいかに用いれば良いのかについて教員も考えていく必要があるだろう。

(以上、横江)

4. おわりに

今回の試みはまだ始まったばかりであるが、中学・高校の現場での工芸分野の学習への支援の方向性が提案できるのではないだろうか。それはまた、

美術大学にあって「工芸教育法」の授業改善にもなり得るし、大学美術館の社会貢献の可能性も拡げるものとなる。具体的には、「平成の百工比照」の素材の中から、中学校・高等学校で工芸分野の学習を行うときに使えるパッケージを作ることはできないだろうかと考えている⁸。その中身としては、勿論、触れられない作品も入るが、学生自身によって制作された生徒達が触っても良い作品、それを使った「表現」も含めた授業アイデア集をセットとして入れる。そのパッケージの制作にあたっては、まずは学生が「平成の百工比照」から素材、技術を選び、その資料を用いた授業を構想する。可能であれば、触れることができるような作品も制作する。さらに、その案を現場の教員と共に検討する。実際の授業のことは、やはり現場で生徒達と接し、教壇に立っている人にしかわからない。そのため、大学と中学・高等学校の現場との密接な関係が必要であるのはいうまでもないことであろう。多忙な現場にあって、それは容易なことではないかもしれない。しかし、このようなことが実現できれば、将来教壇に立ちたいと考えている学生にとっても大きな学びにもなる。今後はその可能性も併せて検討していくことを課題の一つとしたい。

(以上、桑村、横江)

謝辞

本試みは、金沢美術工芸大学美術工芸研究所の学芸員、加藤謙一氏の協力によって実施することができた。

註

- 1 桑村佐和子、西澤明「中学美術と美術館の連携による鑑賞教育の方向性」金沢美術工芸大学紀要第58号、2014年、pp.47-55
- 2 北國新聞「輪島塗の御膳で給食 町野小6年生」2016年1月14日掲載
- 3 前掲「中学美術と美術館の連携による鑑賞教育の方向性」
- 4 山村慎哉「巻頭言」平成27年度研究所報No.29、金沢美術工

芸大学美術工芸研究所、2016年、p.1

- 5 川本敦久「平成の百工比照」平成22年度研究所報No.24、金沢美術工芸大学美術工芸研究所、2011年、p.2
- 6 山崎剛「「平成の百工比照」収集・制作事業における工芸技術記録(4K記録映像)の作成」、加藤謙一「「平成の百工比照」事業紹介4K番組の作成」平成28年度研究所報No.30、金沢美術工芸大学美術工芸研究所、2017年、p.5
- 7 加藤は博物館の学芸員として学校との連携事業を実施した経験をもとに、大学美術館の機能の一つとして、学芸員と大学教員の連携を促進し、美術館の所蔵品の学内活用を拡大することを検討している。加藤謙一「ユニバーシティ・ミュージアム構想から見た金沢美術工芸大学の美術館機能の現状と将来」(金沢美術工芸大学紀要第60号、2016年、pp.135-150所収)、p.146-147
- 8 このようなパッケージをつくることは、岡山県立美術館の「アート・トラベリング・トランク」(<http://okayama-kenbi.info/art-traveling-trunk.html> 2017.10月ダウンロード)などの例がある。また、小松市立宮本三郎美術館では学芸員の大橋由美子氏が地域の小中学校から依頼があると、アートテリバリーと称し宮本三郎の作品を美術館から持ち出し出前鑑賞会を行っている。福井県では福井県立美術館収蔵品菱田春草の屏風「落葉」のレプリカを使いマッキー先生(福井県教育委員会、牧井正人氏)の出前授業「感じる力で人は、育つ」と称し27年度は64校92回福井県内を駆け巡り、依頼があれば県外にもその活動を広げ、授業を展開している。これは対話形式による鑑賞授業を取り入れると共に福井県特産越前和紙の授業活用による地元愛の育成に日本画を導入する一環として行われているもので、県を挙げての取り組みである。

(くわむら・さわこ 一般教育等／教育学)

(よこえ・まさと 工芸教育法／非常勤講師)

(2017年11月7日 受理)